

日本年金機構における外国人に係る取組状況

目次

I. 国民年金における取組状況 P 2

II. 年金給付における取組状況 P 7

日本年金機構における外国人に係る取組状況

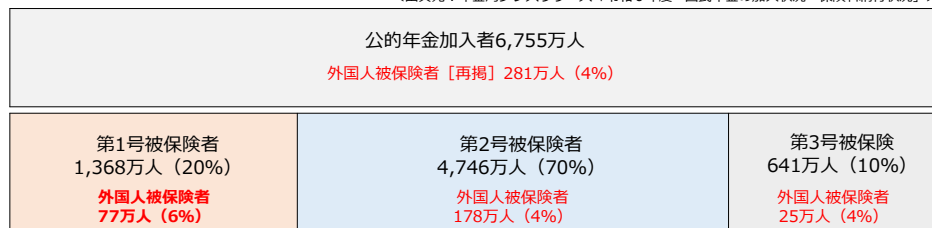
I. 国民年金における取組状況

1. 外国人に係る取組の目的・現状

- 公的年金に加入する外国人を制度別に見ると、**国民年金の第1号被保険者は77万人**、第2号被保険者は178万人、第3号被保険者は25万人。
- 国民年金への加入が必要な外国人に対しては、令和6年10月より、海外からの転入者情報をJ-LISから取得しているところ。令和7年1月以降、**毎月6千～1万5千人程度（平均1万人）の外国人に適用勸奨を実施した後、毎月4千～1万人程度（平均6千人）を職権により適用している状況。**
- 令和6年度における**外国人の国民年金保険料最終納付率は49.7%**（令和5年度 43.4%、**+6.2pt**）であり、日本人を含めた全体の最終納付率 84.5%に比べて低い数値となっている。また、海外転入者の職権適用等により外国人被保険者（未納者）が増加していることから、全体の納付率に占める外国人の影響も大きくなっている。

【公的年金加入者の状況（令和6年度末）】

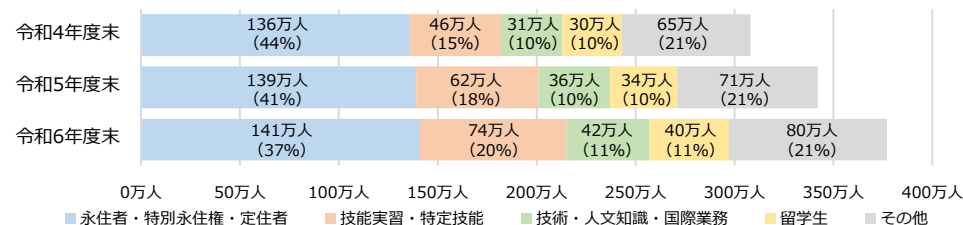
<出典元：年金局プレスリリース「令和6年度 国民年金の加入状況・保険料納付状況」>



注1：「第2号被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者たる厚生年金被保険者を含みます。
注2：「第2号被保険者」の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和5年度末の実績とした場合の暫定値です。

【在留資格別 在留外国人の構成比】

<出典元：出入国在留管理庁プレスリリース「在留資格別 在留外国人数の推移」>



2. 令和7年度における外国人対策

- 今後さらなる外国人の増加など、中・長期的な観点も踏まえ、令和6年度に引き続き、**「①インフラ整備」**、**「②関係機関との連携体制の再構築」**、**「③地域における戦略的対応」**の3つを柱とした取組を継続して基盤の強化を図る。
- また、外国人未納者に対する効果的な対策を検討・実施するなど、**制度周知等の入口対策及び未納者に対する収納対策**の両輪で進める。

インフラ整備

- 制度周知媒体の充実
(リーフレットの英語化・多言語化)
- 翻訳環境の充実
(翻訳機導入の試行実施)

関係機関との連携体制の再構築

- 市区町村、出入国在留管理庁、各種支援団体、企業、監理団体、学校等との連携体制を再構築
- 有識者に対し、制度周知にかかる質の向上を目的として、意見交換を実施

地域における戦略的対応

- 各種関係機関と連携を図り、各地域の特性を踏まえた好取組事例の収集・展開

収納対策

- インフラ整備や地域毎の対策に取り組むことで、外国人に対し納付（免除、猶予）や給付（一時金含む）について理解を促す取組を実施

日本年金機構における外国人に係る取組状況

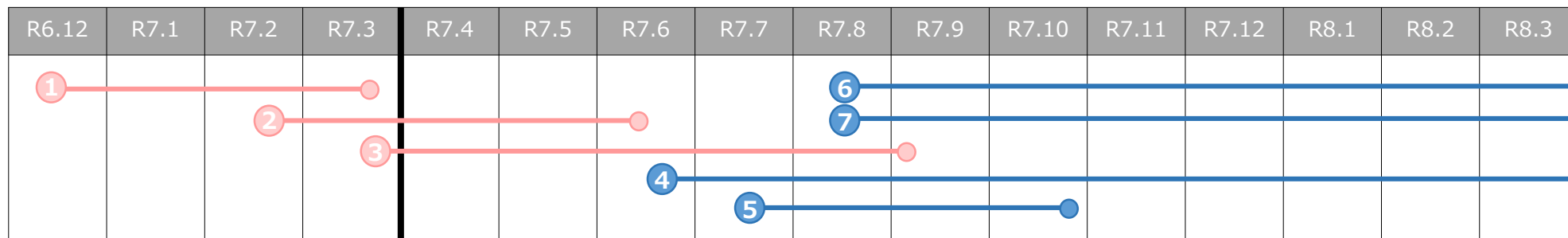
インフラ整備

- 今後の外国人の増加を見据え、**外国人に対する制度の周知や各種手続を進める上で必要となる基盤**を整備。
 - ・ 各種対策系主要文書（帳票）を**英語化**し、段階的に**多言語（13か国語）**への拡充。
 - ・ 本部発送対策系文書（帳票）を英語化し、**英文のプレーンテキストでHPへ掲載**。（スマホで利用している言語で表示される）
 - ・ 勸奨状同封チラシとして、**わかりやすい日本語を活用したチラシ**を作成（一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)監修）。
 - ・ 機構HPにおける**外国人向け特設ページ**（多言語パンフレット、英文のプレーンテキスト等）の設置。
- 翻訳環境の充実
 - ・ **コミュニケーションインフラ（翻訳ツール導入等）**を整備し、年金事務所の対応力を強化。

【取組状況】

項番	取組概要	実施月
①	・ 免除TA,学特TA,口振申出書の記載例を英語化 し、機構HP「外国人特設ページ」に掲載＜別添1参照＞	R7.3
②	・ 適用勸奨状を英語化 し、機構HP「外国人特設ページ」に掲載（ 勸奨状同封チラシ に記載例を誘導する QRコード掲載 ＜別添2参照＞）	R7.6
③	・ 新規1月、新規3月、催告状兼納付書を英語化 し、英文のプレーンテキストをHPに掲載	R7.9
④	・ 多言語のオフライン翻訳機 を活用した取組を一部拠点において試行実施 ※令和8年度全拠点導入に向け検討中	R7.7～
⑤	・ その他対策系文書（例：新規1月未納者催告文書、強制徴収関係文書等）を英語化し、 英文のプレーンテキスト でHPに掲載	R7.8～
⑥	・ 免除TA,学特TA,口振申出書の記載例及び適用勸奨状を多言語化 するため令和7年8月より調達手続開始。多言語化後、HP掲載の上QRコードによる誘導	R7.8～
⑦	・ Facebook （Japan Pension Service）を活用した制度周知の実施（ わかりやすい日本語及び英語による発信 ）	R7.8～

● 対応済 ● 対応中



日本年金機構における外国人に係る取組状況

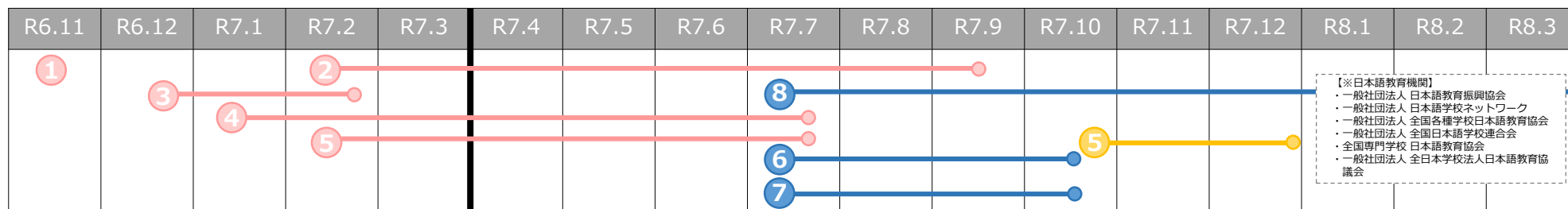
関係機関との連携体制の再構築

- 未納になる前の「入口」における対応強化を図るため、**市区町村（国民年金担当課・住民登録担当課）、出入国在留管理庁、監理団体及び外国人支援・交流団体等と連携し、未納を防ぐための取組を実施する。**
- 制度説明会など**地域年金展開事業の場を効果的に活用し、関係機関と連携した制度周知を実施する。**

【取組状況】

項番	連携機関	取組概要	実施月
①	市区町村	外国人被保険者等の転入時における、 住民登録担当課 による制度周知用リーフレットの配布及び国民年金担当課窓口への案内について依頼	R6.11
②	市区町村	外国人に対する効果的な収納対策を実施するため、 国籍情報 について提供依頼	R7.2～
③	出入国管理庁	入管庁HP「関連省庁リンク」に「機構HP」バナーを掲載 機構HP「外国人特設ページ」に「外国人生活支援ポータルサイト」及び「入管庁HP」バナーを掲載	R7.2
④	外国人技能実習機構 監理団体	年金局より 外国人技能実習機構（OTIT） に対し、監理団体へメールマガジンを活用した制度周知を依頼 各年金事務所は、全国の 監理団体（3,755団体） に対し、制度周知に係る協力依頼＜別添3参照＞	R7.2～
⑤	自治体国際化協会 地域国際化協会 市町村国際交流協会 NPO法人	自治体国際化協会（CLAIR） に対し、 地域国際化協会 へ連絡協議会を活用した制度周知を依頼 都道府県（地域）代表年金事務所は、 地域国際化協会（62団体） に対し、制度周知に係る協力依頼＜別添3参照＞ 各年金事務所は 市町村国際交流協会・NPO法人等 に対する協力依頼を実施	R7.3～
⑥	日本語教育機関 （6団体連絡協議会）	日本語学校へ通う外国人留学生 に対する在籍校からの周知・広報を目的として、日本語学校を総合的に支援している 日本語教育機関（※） へ取組内容、制度周知の方法について意見交換	R7.7～
⑦	企業	制度周知にかかる質の向上を目的として、 外国人を多く雇用されている事業所 の取組内容、制度周知の方法について意見交換	R7.7
⑧	企業	事業所調査時 に、外国籍の従業員を雇用する事業主に対し、リーフレットを活用した制度周知を実施＜別添4参照＞	R7.7～

● 対応済 ● 対応中 ● 検討中



日本年金機構における外国人に係る取組状況

収納対策

- 令和7年1月以降、海外転入者をもれなく職権適用を実施していることから、外国人被保険者（4月以上の未納月数を有する外国人未納者）数が増加している。
- 外国人被保険者（未納者）数の増加に伴う全体の納付率に占める影響を考慮し、早期の未納解消を目的とした収納対策を実施。

項番	取組概要	実施月
①	・ 外国人リスト等（年金局提供の外国人未納者リスト、外国人データベース）に基づく収納対策の実施 <別添5参照>	R7.2
	・ 外国人リスト等（年金局更新の外国人未納者リスト、外国人データベース）の更新	R7.8
②	・ 令和7年1月以降に職権適用した外国人未納者に対し、 わかりやすい日本語（自治体国際化協会調整済） を活用した追加的な免除勧奨を実施 <別添6参照> → 取組以降、 職権適用者の3割以上 が免除申請書を提出	R7.5
③	・ 上記取組の後追いとして、 来所案内文書を活用した収納対策 を実施 <別添7参照> → 先行実施していた拠点において、 職権適用者の約5割 （②の取組結果も含め）が免除申請書を提出	R7.8

【取組状況】

● 対応済 ● 対応中

R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
			①					①								
					②											
								③								

3. 令和7年度下期における追加的取組

- 現在、検討している追加的取組は以下のとおり。

関係機関等	取組
企業	厚生年金加入中の外国人未納者（厚生年金加入前に国民年金の未納を有する者）に対し、本部で対象者リストを作成し、事業所へのアプローチも含めた納付督促を実施予定（外国人未納者の1割が対象）
有識者 （外国人支援団体等）	広報の取組として、機構ホームページに掲載している「外国人特設ページ」について、様々な属性・言語の方が自身の求める情報にたどり着けるよう、 ピクトグラム を用いて情報をわかりやすく表示するなど調整（令和8年4月リニューアル予定） ※ 有識者（外国人支援団体等）との意見交換の内容に基づき、ページ構成やレイアウトについて検討
出入国在留管理庁	外国人未納者のうち 転出手続きをせずに帰国 した可能性がある者について、 出入国在留管理庁へ照会 を行い、出国が判明した者については 職権にて喪失処理 を行う。（本部において対象者リストを作成し配付予定）

日本年金機構における外国人に係る取組状況

II. 年金給付における取組状況

1. 現状

- 年金給付における外国人の影響については、外国人労働者等が比較的若年であることから、年金請求や年金受給において顕著な影響は見られていない。
- ただし、年金の受給要件を満たさない外国人による脱退一時金の請求件数は、新型コロナウイルス感染症の蔓延時期には一時的に低下したが、令和5年度に約11.9万件、令和6年度に約13.3万件へと増加の一途をたどっている。
- また、年金相談や請求方法に関する一定数の問合せもあることから、近年、請求書やホームページ等の多言語対応を進めている。

2. 給付種類と対象

- 現行制度において、脱退一時金のみ日本国籍でないことを要件としているが、他の年金等においては日本人と同様の受給要件である。
- なお、20歳前障害年金及び年金生活者支援給付金は国内居住要件がある。

年金種類	主な受給要件	請求時期	国籍要件	国内居住要件
老齢年金	<ul style="list-style-type: none"> 保険料納付済期間と保険料免除期間等の合算期間が10年以上（社会保障協定相手国の年金制度に加入していた期間も含む） 原則、65歳から支給可能 	原則65歳～	無し	無し
遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者又は受給権者であった者が死亡 被保険者は納付要件（死亡月の前々月までの間の3分の2以上納付又は直近1年間未納なし）が必要 受給権者については保険料納付済期間等が25年以上必要 	被保険者または受給権者であった方が亡くなったとき	無し	無し
障害年金	<ul style="list-style-type: none"> 病気やけがの初診日が年金加入期間にあること 被保険者は納付要件（初診日の前日において初診日がある月前々月までの間の3分の2以上納付又は直近1年間未納なし）が必要 障害認定日の障害の状態が障害等級に該当 	原則、病気やケガの初診日から1年6カ月を過ぎた日	無し	20歳前障害のみ有り
脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> 年金加入期間が6月以上必要 支給上限月数は60月（5年）※ 年金の受給要件（10年以上）を満たさないこと 	日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内※	有り（日本国籍以外）	原則、国外転出後に請求
年金生活者支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金を受けていること 前年の年金及びその他の所得が一定の基準以下（令和7年度は老齢789,300円以下、補足的老齢789,300円以上889,300円以下、遺族・障害は、4,721,000円以下） 	老齢：原則65歳 遺族・障害：基礎年金の請求と同時	無し	有り

※令和7年改正で、支給上限は8年に引き上がり、再入国許可付き出国者の当該許可期間内の請求は認めないことになる。（公布から4年以内に施行）

日本年金機構における外国人に係る取組状況

3. 請求方法

- 外国人が年金請求書等を請求する場合の方法は、国内居住者であれば日本人と同様であり、近隣の年金事務所や市区町村役場で年金相談や請求手続きを行うことができる。
- 国外居住者については、外国人にも日本人と同様に郵送による手続きを案内している。

区分	方法等
①請求書の取得	・年金事務所又は街角の年金相談センター、市区町村役場、機構ホームページ
②生存確認書類	・国内居住者 … お住まいの市区町村の住民票、マイナンバーカードが有る場合は添付不要 ・国外居住者 … 居住国で発行された居住証明書
③請求場所	・国内居住者 … お近くの年金事務所又は街角の年金相談センター ・国外居住者 … 日本国内の年金事務所又は日本年金機構本部へ郵送（社会保障協定相手国の実施機関に提出も可）

4. 周知・広報

- 近年、請求件数が増加している脱退一時金については、請求書の多言語対応を段階的に拡張し、令和元年には14か国語に対応するよう整備している。また、令和6年からは国外居住者向けの金融機関や住所変更の届書も4か国語対応としている。
- 障害年金については、診断書の英語対応の要望の増加を受け、令和7年から診断書の英語版を導入している。
- 年金相談においては平成30年から「マルチランゲージサービス（多言語通訳サービス）」を導入しており、令和6年から11か国語に対応している。
- 上記に加え、外国人の年金請求や年金相談をサポートするため、機構ホームページも英語対応などを行っている。

区分	方法等
①請求書等	・「脱退一時金請求書」は、14か国語対応（R1.6ネパール語・ロシア語・モンゴル語の追加） ・「外国居住年金受給権者住所・受取金融機関登録（変更）届」及び「現況届」同封リーフレットは、4か国語対応 ・「診断書」8種類、「病歴・就労状況等申立書」及び「受診状況等証明書」は、英語対応（R7.3追加）
②相談対応	・年金事務所、コールセンターおよび市区町村において、外国語による対応が必要なお客様から相談を受けた場合に11か国語の通訳サービスである「マルチランゲージサービス（多言語通訳サービス）」による電話を利用した通訳サービスを提供（H30.10.1提供開始、R6.10.1ミャンマー語追加）
③機構HP	・外国語対応（International版）の専用ページ（R7.3リニューアル） ・国外居住者向けの専用ページ（R7.3リニューアル） ・外国人向け添付書類の案内（R7.12予定）

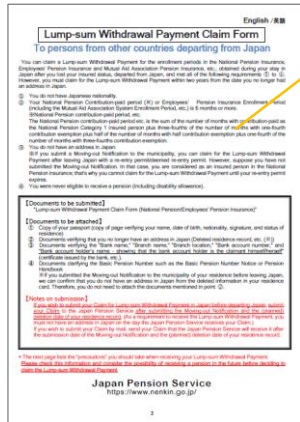
日本年金機構における外国人に係る取組状況

1 請求書等

・ 脱退一時金請求書英語版

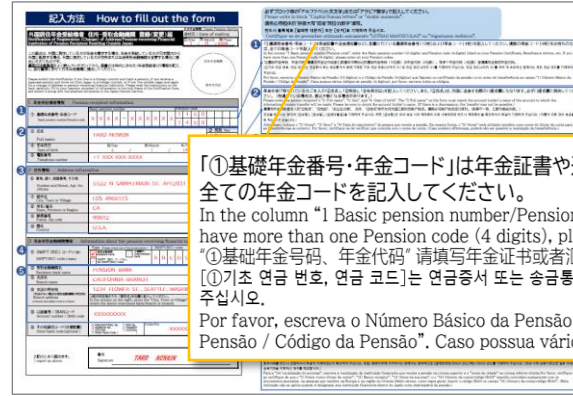
・ 金融機関と住所変更の届書記載例

・ 診断書等の英語版

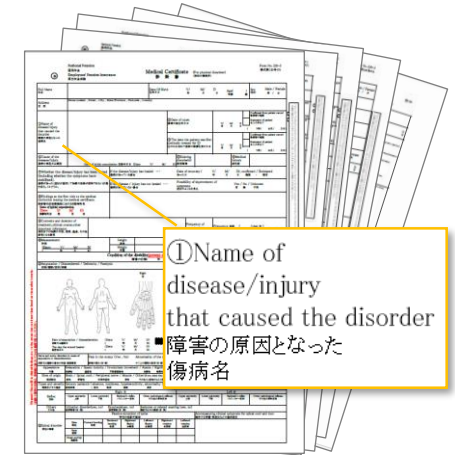


対応言語(14言語)

- ・ 英語
- ・ 中国語
- ・ 韓国語
- ・ スペイン語
- ・ ポルトガル語
- ・ ロシア語
- ・ タイ語
- ・ カカオ語
- ・ インドネシア語
- ・ ベトナム語
- ・ ミャンマー語
- ・ 初・ル語
- ・ カボニア語
- ・ モンゴル語



「①基礎年金番号・年金コード」は年金証書や送金通知書の基礎年金番号・年金コードを記入してください。In the column "1 Basic pension number/Pension code" have more than one Pension code (4 digits), please enter them. 「①기초연금번호, 연금코드」는 연금증서 또는 송금통지서에 기재하십시오. Por favor, escreva o Número Básico da Pensão (ID number) / Código da Pensão". Caso possua vários códigos de pensão, escreva todos.



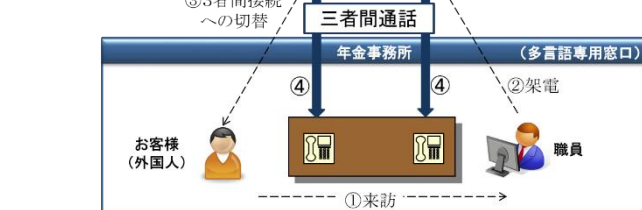
①Name of disease/injury that caused the disorder
■障害の原因となった傷病名

2 マルチランゲージサービス

【電話相談の場合】



【来訪相談の場合】



3 機構ホームページ

・ 外国語対応 (International版) 及び国外居住者向け専用ページ (R7.3リニューアル)



Sample and Instructions
(Card type application)

Read this instruction to fill in **Application for National Pension Contribution Exemption / Payment Postponement**. Follow the sample entry **in red ink** to enter your specific information in the form, either in Japanese language, English alphabets or numbers (A, B, C... 1, 2, 3...) Please note that if the Application is lacking needed data, we need to return it and ask you to enter data in Japanese, which may cause delay in application processing.

About you

Enter your full name (given name, family name). If available, provide the name in Japanese KATAKANA.
Enter your phone number (Circle 1 for home, or 2 for mobile, and enter your number)

About your spouse

If you have spouse, circle いる. If not, circle いない.
If you have spouse, provide his/her full name (and name in Japanese KATAKANA,) enter date of birth (yyyy/mm/dd.) If he/she is residing at other address in Japan, enter his/her 12-digit My Number.

About head of your household

If you are the head of the household, circle いない.
If not, circle いる and enter full name of the head of the household (and name in Japanese KATAKANA.)

If you want next year's exemption / postponement

Basically, you need to file the Application every July to have each year's contribution exempted / postponed.
However, you can have us review and grant exemption / postponement without application submission every year if meeting certain criteria.

- Should you be granted full-amount-exemption / postponement this year, AND if you are still eligible for it next year, we'll grant you full-exemption / postponement without your submission the Application. If you DO NOT wish so, circle 希望しません in the right box.
- Should you be granted postponement this year, AND if you are eligible for full-amount-exemption next year, we'll grant you full-amount-exemption without your submission of the Application. If you DO NOT wish so, circle 希望しません in the right box.

Note: Examination process at JPS takes about two months. Please disregard notices or invoices you receive while waiting for the results of your application.

For details, contact JPS branch office or municipal office of your place of residence.

Application for National Pension Contribution Exemption / Payment Postponement

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書 必要事項を記入してください。該当するものを○で囲んでください。

下記のとおりに免除・納付猶予を申請します。 46359

基礎年金番号 生年月日 申請期間

住所 〒

申請者 (被保険者) フリガナ **Your name** ジョン スミス 氏名 **JOHN SMITH** 電話番号 1:自宅 2:携帯 **Your phone number** 080 - XXXX - XXXX

配偶者 フリガナ **Name of your spouse** ジェーン スミス 氏名 **JANE SMITH** 配偶者生年月日 **Birth date of your spouse** 5:昭和 7:平成 1990年10月1日

世帯主 フリガナ **Name of head of your household** ジェームス スミス 氏名 **JAMES SMITH**

1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。希望しない場合は右の を○で囲んでください。 希望しません

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。希望しない場合は右の を○で囲んでください。 希望しません

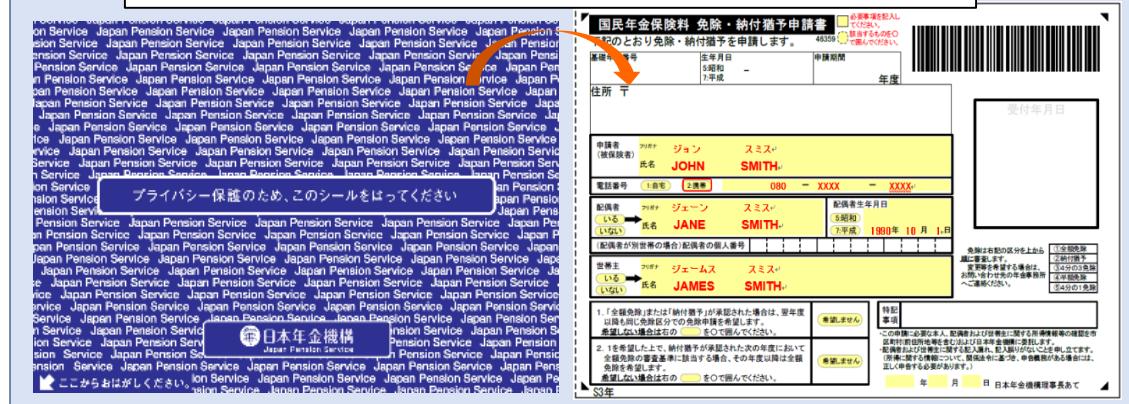
特記事項

免除は右記の区分を上から順に審査します。変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

①全額免除 ②納付猶予 ③4分の3免除 ④半額免除 ⑤4分の1免除

年 月 日 日本年金機構理事長あて

After completing the Application, cover your information with enclosed seal, and post to mail box.



Sample and Instructions (Card type application)

Read this instruction to fill in **Application for National Pension Contribution Special Payment System for Students**. Follow the sample entry **in red ink** to enter your specific information in the form, either in Japanese language, English alphabets or numbers (A, B, C... 1, 2, 3...) Please note that if the Application is incomplete or missing needed data, we need to return it and ask you to enter data in Japanese, which may cause delay in application processing.

Enter name and address of your university / school.

Enter year / month when you entered the university / school and expected year / month of graduation.

This is the section where you need to enter starting and ending year / month of the application for Special Payment System for Students. One application year generally covers from April to March.

Starting month for specific year may be already printed, e.g., Reiwa 7th (2025,) April, when you receive the application card. If you want your contribution postponed until the end of the year, enter **2026. 3**.

Indicate your income of previous year to the application year. Circle 1 if no income, 2 if income is ¥1,280,000 or less, or 3 if income is over ¥1,280,000.

Note: Income here means your reported earnings minus necessary costs in Japan. If you haven't filed report of income or you don't know, please consult the municipal office of your place of residence.

In this section, you as the applicant, state that you are applying for the Contribution Special Payment System for Students. Then you approve and entrust JPS and municipal offices to share personal information including income, which are necessary to examine your application.

Enter date (yyyy/mm/dd) of application, your address as indicated on Resident Registry *JUMINHYO*, your name (given name, family name) in English alphabet as shown on your passport, and your phone number.

- Note:**
- Examination process at JPS takes about two months. Disregard any notices or invoices you receive while waiting for the results of your application.
 - If you are NOT student, apply for National Pension Contribution Exemption / Payment Postponement.

For details, contact JPS branch office or the municipal office of your place of residence.

Application for National Pension Contribution Special Payment System for Students

国民年金保険料 学生納付特例申請書

※令和6年度と同じ学校等に在学される方がご利用いただける申請書(ハガキ)です。以下の箇所に記入をお願い致します。

届書コード 56237 事務所コード 基礎年金番号 生年月日

申請者記入欄

学校名称 ABC University 在学予定年月(至)

学校所在地 TOKYO 都道府県 SHINJUKUKU 市区町村

在学予定年月(入学年月) 平成 令和 2024年 4月 入学 (卒業予定年月) 令和2027年 3月 卒業予定

学生納付特例申請期間 令和 7年 4月 から 令和 2026年 3月 まで ← 今回の申請は最長で令和8年3月までとなります。

前年所得 1. なし 2. あり (120万円以下) 3. あり (120万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族

Date of application 令和 2025年 4月 1日

住所 TOKYO SUGINAMIKU TAKAIDONISHI, 1-2-3

被保険者氏名 JOHN SMITH (電話 080 - XXXX - XXXX)

※所得に関する情報については、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

After completing the Application, cover your information with enclosed seal sticker, and post to mail box.

国民年金保険料 学生納付特例申請書

※令和6年度と同じ学校等に在学される方がご利用いただける申請書(ハガキ)です。以下の箇所に記入をお願い致します。

届書コード 56237 事務所コード 基礎年金番号 生年月日

申請者記入欄

学校名称 ABC University 在学予定年月(至)

学校所在地 TOKYO 都道府県 SHINJUKUKU 市区町村

在学予定年月(入学年月) 平成 令和 2024年 4月 入学 (卒業予定年月) 令和2027年 3月 卒業予定

学生納付特例申請期間 令和 7年 4月 から 令和 2026年 3月 まで ← 今回の申請は最長で令和8年3月までとなります。

前年所得 1. なし 2. あり (120万円以下) 3. あり (120万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族

Date of application 令和 2025年 4月 1日

住所 TOKYO SUGINAMIKU TAKAIDONISHI, 1-2-3

被保険者氏名 JOHN SMITH (電話 080 - XXXX - XXXX)

※所得に関する情報については、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

To mailbox



Sample and Instructions

Please carefully read this in order to fill out the *Application for Automatic Bank Account Transfer (Change) for National Pension Contribution Payment and for Deposit of Refund*. Follow the sample entry **in red ink** to enter specific information in the form, in Japanese language, English alphabets and numbers (A,B,C,...1,2,3,...)
Please note that if the application is incomplete or missing needed data, we need to return your application and ask you to enter data, which may cause delay in application processing.

Personal seal for bank is needed for this form

If no personal seal, go to e-application via Mynaportal or Nenkin-Net

Application for Automatic Bank Account Transfer (Change) for National Pension Contribution Payment and for Deposit of Refund

- Enter date of submission (yyyy/mm/dd.)
- Enter your specific information as shown on your official documents including Residence Card ZAIRYU CARD;
 - Your address
 - Your name (and in KATAKANA if available)
- Enter your telephone number and circle applicable number: 1 for home, 2 for mobile, 3 for workplace, and enter phone number.
- Enter your 10-digit Basic Pension Number and your date of birth (yyyy/mm/dd) as shown on your official documents including Residence Card ZAIRYU CARD.
- Choice of bank: Provide ○ in the upper box if you use bank other than YUCHO, or provide ○ in the bottom if you use YUCHO (Japan Post Bank.)
- Enter full name of the account holder as shown on your passbook.
- Circle applicable number to indicate your choice of payment:
 1. Monthly automatic transfer at the end of the following month
 2. Advance payment: 6 months
 3. Advance payment: one year
 4. Monthly automatic transfer at the end of the current month
 5. Advance payment: 2 years
 6. Advance payment: 2 years (April start)
- More discount for early or bigger advance payments

Bank account information
Enter your bank account information EXACTLY as shown on your passbook.

- For Banks other than YUCHO:**
- Enter bank name, and circle applicable type of bank: 1 for commercial bank, 2 for Shinkin bank, 3 for credit union, 4 for worker's credit union, 5 for JA bank, 6 for JF marine bank.
 - Enter bank's branch name and circle 2. If it's head office, circle 1.
 - Circle applicable type of bank account: 1 for saving account, 2 for checking / current account.
 - Enter your account number. If your account number is 6 digits, add 0 in the first box.

Need to correct your bank information?
- Cross out incorrect information and enter correct information.
- Stamp your seal for the bank over incorrect information on the 2nd page.

For YUCHO (Japan Post Bank):
Copy the account number that follows 1 in your YUCHO passbook (Leave blank if nothing follows the hyphen .)

To assure, you can ask your bank to confirm that your bank information entered is correct.

On the 2nd page, stamp your seal for the bank.

This is the section for you to choose other bank account in advance to receive potential refund in future.
Should there be any refund, we usually deposit it to your account as reported in B above. ONLY IF you want to choose other bank account, circle 希望しません.
Please note that deposit to other bank account needs extra application, which may take 2 to 3 months.

For details, contact JPS branch office or the municipal office of your place of residence.

がいこくじん みな
外国人の皆さまへ

あなたの ねんきん 年金のことで お知らせ したいことがあります。

あなたが住んでいる 市区町村の役所 か お近くの 年金事務所 に 来てください。

来的时候は、在留カード か マイナンバーカードを もって来てください。

日本では、会社で「厚生年金保険」に入っていない人は、「国民年金」に入り
保険料を払わなくてはならないと 法律で決められています。

払えない場合は、手続きをすれば 全部または一部を 払わなくていいと 認められ
ることがあります。

※ 手続きをしないと 障害年金の受けとり や 在留資格などに 影響がでる こと
があります。

※ 日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の
説明 や お知らせ を 色々な国の言葉 や 分かりやすい日本語 で読むこ
とができます。

がいこくじんむ

【外国人向けサイト/ International】

[https://www.nenkin.go.jp/
international/index.html](https://www.nenkin.go.jp/international/index.html)



 **日本年金機構**
Japan Pension Service

この書類を もって来てください

加入手続きが完了により、保険料を納め忘れのままだと、将来、年金を受け取ることができない場合があります。忘れずに手続きをお願いします。なお、国民年金被保険者となるべき方が手続きが確認できない場合には、日本年金機構で加入処理を行い、保険料の前払期前をすることがあります。

※この用紙は、お客様の控えとなりますので、お手元に保管してください。

手続きはお済みですか（国民年金加入のご案内）

手続きがお済みでない方は、裏面の「国民年金の手続きが必要な方」をご確認の上、同封している「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（または「国民年金第3号被保険者関係届書」）に必要事項を記入して、速やかにご提出ください。行き違いの場合は、ご了承ください。

条約その他の国際条約（社会保障協定、労働協定、外交関係の条約等）が適用され、日本の公的年金制度への加入が免除される場合には、「厚生年金保険・国民年金 条約等適用に関する届書」を日本年金機構へ提出するようお願いします。

If you are applied to a treaty or other international agreements (examples: Social security agreement and Agreement related to EPD, and Vienna Convention on Diplomatic Relations) and are exempted from compulsory coverage by the Japanese public pension system, please submit "The Employees' Pension Insurance / The National Pension Notification Form for the persons covered under international agreements." to the Japan Pension Service.

◆ 国民年金被保険者の種別
国民年金被保険者の種別（「第1号被保険者」、「第2号被保険者」及び「第3号被保険者」）については、裏面の「国民年金被保険者の種別」をご確認ください。

◆ 届出先
第1号被保険者の手続き・お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口
第3号被保険者の手続き・第2号被保険者の勤務先
※電子申請も可能です（電子申請の場合は、日本年金機構へ提出されます）。
※マイナンバー（個人番号）により手続きする場合は、マイナンバー・身元（実名）を確認できる書類が必要です。詳細は、裏面をご確認ください。

◆ 参考情報
◎ 手続きが必要な方に関する記録

基礎年金番号	
氏名	

◎ 第2号被保険者等期間に関する記録

制度名 (※1)	
資格喪失年月日 または20の喪失日 (※2)	
制度名	
資格取得年月日	

※1 20の喪失日は第2号被保険者として認められなかった期間に入るときは「20の喪失日」と表示されます。
※2 制度名が「20の喪失日」の場合は、「20の喪失日」が表示されます。

◆ 不明な点がありましたら、以下の年金事務所にお問い合わせください。

作成
2411 1016 008

日本国内にお住まいの外国籍の皆さまへ

国民年金は、みんなで暮らしを支え合う国の保険です

- 日本国内に住所を有する**20歳以上60歳未満**の方は、国民年金に加入します。
- 国民年金は、次の場合に支給されます。(日本国外に帰国してからも支給されます。)

①老後の生活に備える年金(老齢基礎年金)

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間等が120月以上ある方に支給されます。
全ての期間を納付した場合、原則65歳から、年額約80万円が一生涯支給されます。

②病気や事故などに備える年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間等が加入期間の3分の2以上あれば、病気や事故で一定の障害が残った時の障害年金や、残された家族に対して遺族年金が支給されます。
年金額は年額約80万円～100万円です。


※ 上記の期間を満たさずに帰国する場合は、一定の条件の下、脱退一時金が支給されます。

※ 詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



国民年金保険料の納付は義務です

- 国民年金制度への加入後の手続き(納付や免除申請など)は**皆様自身で行う必要があります**。
- この手続きを怠ると、在留資格(特定技能)の変更・更新申請や永住許可申請の審査に影響が出る可能性があります。
-  **日本年金機構** から通知等が届いた際には、必ず手続きを行ってください。



1か月分の保険料は毎月17,510円(2025年4月～2026年3月分)です。
各月の保険料はその次の月の最後の日までに納付してください。

納付方法

納付方法はいろいろあります。あなたが納付しやすい方法で納付してください。

便利でお得な口座振替・クレジットカードでの納付

- 金融機関等へ行く手間が省けます。
- 保険料の納め忘れがありません。



コンビニエンスストア、銀行、郵便局



スマートフォンの決済アプリ



その他の納付方法については、
右記二次元コードよりご確認ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nofuhoho.html>



保険料の納付が難しい場合は、裏面をご覧ください。 >>>

保険料の納付が難しい場合

保険料の免除・猶予制度があります

- 国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、収入に応じて納付が免除または猶予される制度があります。
- 初回入国時など前年に日本国内で所得がない場合は、通常、届出を行えば全額免除が認められます。
- 日本の学校に通う学生の方には、学生期間中の保険料を猶予する学生納付特例制度があります。

免除：収入に応じて、納付する義務の全部または一部を果たさなくてもよいと認められること
 猶予：納付しなければならない期限が先送りされること

【免除の種類及び収入基準】

免除の種類	収入額の目安※1	納付する保険料(月額)※2
免除、納付猶予制度を利用しない場合	—	17,510円
全額免除・納付猶予	122万円	0円
3/4免除	143万円	4,380円
半額免除	194万円	8,760円
1/4免除	251万円	13,130円
学生納付特例	194万円	0円

※1 単身世帯の収入額の目安。扶養親族の数に応じて一定額が加算されます。

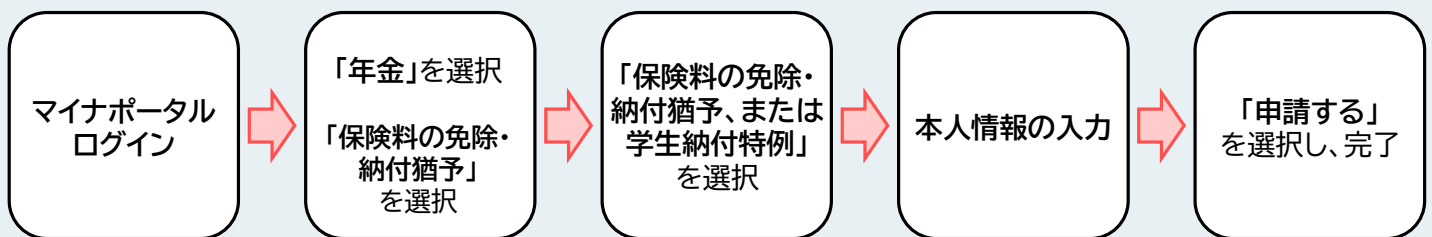
※2 2025年4月分～2026年3月分までの保険料額。「納付する保険料」を納めない場合、未納になります。

手続きの方法

- マイナポータルを利用すればご自宅等から手続きが可能です。
 詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。(https://myna.go.jp)



【電子申請の流れ】



- また、市区町村役場や年金事務所の窓口でも手続きが可能です。
 詳しくは、お近くの市区町村役場または年金事務所にご相談ください。

日本語以外の言語で電話相談が出来ます

ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004

050で始まる番号で電話する場合は03-6630-2525

対応言語

対応言語については、右記二次元コードよりご確認ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hotline.html>



受付時間

【英語】月曜日 8:30～19:00
 火曜日～金曜日 8:30～17:15
 第2土曜日 9:30～16:00
 【その他の言語】
 月曜日～金曜日 8:30～17:15

にほん す がいこくじん
日本に住む外国人のみなさまへ

こうてきねんきんせいど あんない
公的年金制度のご案内

こうてきねんきんせいど まいつき ほけんりょう おさ ろうれい しょうがい しぼう
公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といっ
た予測できないことがおきたときに、給付を受けることができる制度です。

にほん す さいじょう さいみまん こうせいねんきんほけん さいみまん すべ
日本に住む 20歳以上60歳未満（厚生年金保険については70歳未満）の全ての
方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度（厚生年金保険または国民年金のどちら
か）に加入する義務があります※。

※あなたが働く事業所が、厚生年金保険の適用事業所の場合、あなたは厚生年金保険に加入することになります。

※日本と社会保障協定を結んでいる国から日本へ短期間派遣されたときなどは、日本の公的年金制度への加入が免除される
場合があります。

こくみんねんきん
国民年金のポイント

こうせいねんきんほけん はい じしん す しく やくしょ ちょうそんやくば
○厚生年金保険に入っていない場合は、ご自身でお住まいの市区役所・町村役場にて
加入手続きをしなければなりません。

こくみんねんきん
国民年金は、

- 歳をとったとき
 - 病気やけがで重い障害が残ったとき
 - 働き手がなくなられたとき
- に備えます。
- 老齢年金と障害年金はご自身に支払われ、遺族年金
はお子さん等に支払われます。
※年金を受給するためには要件を満たす必要があり
ます。

もし日本を離れるとき、

脱退一時金を受けとることができます。

保険料を6か月以上支払っていたなどの要件を満たす
外国人の方が日本を離れた場合、一時金を受けとる制
度があります。

※脱退一時金を請求するにあたっての注意事項があり
ます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

こくみんねんきんほけんりょう
国民年金保険料は、

毎月17,510円※をお支払ください。

保険料の前払いや口座振替によるお支払いの場合、
保険料が割引される支払方法があります。
※2025年度の1か月分の保険料額です。

こくみんねんきんほけんりょう しはら むすか
国民年金保険料の支払いが難しいとき、

支払いが免除される制度があります。

所得が少ない場合や失業をした場合などの要件を満た
す場合、保険料免除制度（学生の方は学生納付特例
制度）があります。

こうせいねんきんほけん
厚生年金保険について

- 厚生年金保険の適用事業所で働く場合は、厚生年金保険に加入しなければいけません。
- 加入手続きは事業所が行います。保険料は事業所が半分払い、あなたも半分払いますが、
給料から差し引かれ、事業所がまとめて国に納めます。
- 厚生年金も、老齢年金、障害年金、遺族年金と脱退一時金があります。

○年金について、わからないことがあれば、お住まいの市区町村役場、年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

○年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。（<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>）



外国人のみなさまへ

ねんきん かん じょうほう た げん ご ぼん どう が 年金に関する情報（多言語版パンフレット・動画）

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう
○出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」

だい しょう ねんきん ふくし ねんきん せつめい
第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



にっぽんねんきんきこう がいこくじんむ
○日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金

せつめい し いろいろ くに ことば わ にほんご よ
の説明やお知らせを色々な国の言葉や分かりやすい日本語で読む

ことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



いろいろ くに ことば どうが
色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます

<p>日本語 Japanese</p> 	<p>英語 English</p> 	<p>中国語 中文</p> 	<p>韓国語 한국어</p> 
<p>ポルトガル語 Em lingua portuguesa</p> 	<p>スペイン語 Español</p> 	<p>インドネシア語 Bahasa Indonesia</p> 	<p>タガログ語 Tagalog</p> 
<p>タイ語 ภาษาไทย</p> 	<p>ベトナム語 Việt</p> 	<p>ミャンマー語 မြန်မာဘာသာ</p> 	<p>カンボジア語 ភាសាខ្មែរ</p> 
<p>ロシア語 Русский язык</p> 	<p>ネパール語 Nepali</p> 	<p>モンゴル語 Монгол</p> 	<p>YouTube し ねんきん 知っておきたい年金のはなし</p> <p>Public pension system you need to know</p> 

外国籍の従業員を雇用する事業主の皆さまへ

年金事務所から封書（封筒イメージ図）が届いた従業員の方は、保険料が未納になっている場合や、免除申請の手続きが済んでいない場合があります。**従業員の方からご相談を受けた場合には、お近くの年金事務所（国民年金課）をご案内願います。**

封筒イメージ図



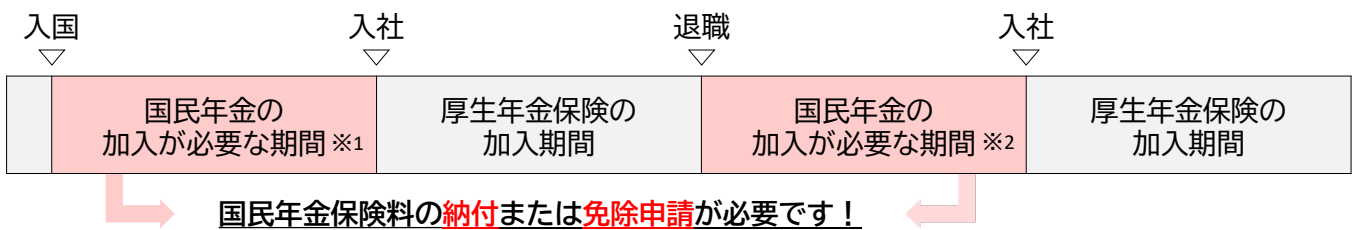
外国籍の方で国民年金保険料が未納になっている主なケース

国民年金は、国籍に関係なく、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が被保険者になります。

外国籍の方が日本に入国した場合、「**入国から厚生年金保険加入までの期間**」（※1）や、「**退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間**」（※2）が、未納になっている場合があります。

この期間についても、法律によって国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。

<国民年金加入イメージ図>



国民年金保険料の免除制度をご利用ください

国民年金には、経済的な理由により保険料を納めることができない場合の「**保険料の免除制度**」があり、原則として前年の所得を基準に審査しています。このため、**入国された最初の年については、免除基準に該当する可能性があります。**

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合があります。納付が困難な場合は、速やかに免除申請の手続きを行っていただくようお近くの年金事務所（国民年金課）をご案内願います。

年金制度に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

【外国人向けサイト】

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



市区町村別外国人統計資料

○令和6年度末の被保険者種別状況 (表1)
(単位:人)

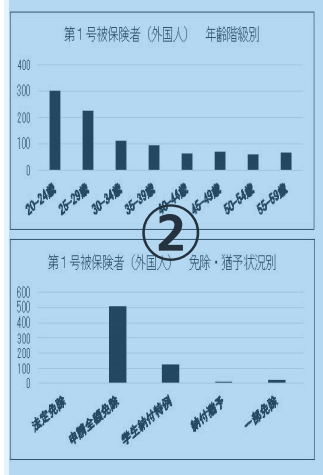
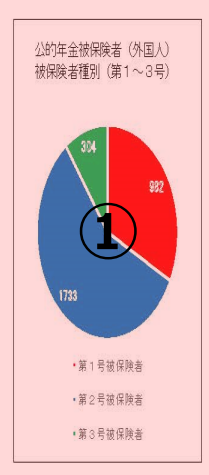
	男子	女子
被保険者計	1,581	1,433
第1号被保険者	578	404
第2号被保険者	1,733	922
第3号被保険者	304	243

○令和6年度末の免除・猶予状況 (表2)
(単位:人)

第1号被保険者	898
法定免除	2
申請上免状	505
学生納付特例	120
納付猶予	8
一部免除	21

○令和6年度末および令和5年度末の国民年金保険料の納付状況 (表1) (表2)

年齢	人数 (人)	人数の構成比 (%)	納付対象月数		現年度納付率 (%)
			(月)	(月)	
令和6年度末 第1号被保険者	998	100.0	4,014	1,971	49.1
20-24歳	300	30.1	584	33	6.7
25-29歳	224	22.5	395	130	32.3
30-34歳	112	11.2	583	283	47.7
35-39歳	92	9.2	650	394	60.6
40-44歳	53	6.3	407	225	55.3
45-49歳	69	6.9	471	280	59.4
50-54歳	84	8.0	378	242	64.4
55-59歳	72	6.7	459	293	63.8
令和5年度末 第1号被保険者	844	100.0	3,322	1,702	50.5
20-24歳	208	30.1	320	20	6.3
25-29歳	173	22.5	410	128	31.2
30-34歳	105	11.2	445	263	60.4
35-39歳	84	9.2	478	263	55.3
40-44歳	74	8.3	447	245	54.8
45-49歳	73	8.9	378	227	60.4
50-54歳	53	6.0	353	180	51.0
55-59歳	72	6.7	464	294	61.2



○在留外国人統計 (表3) (単位:人)

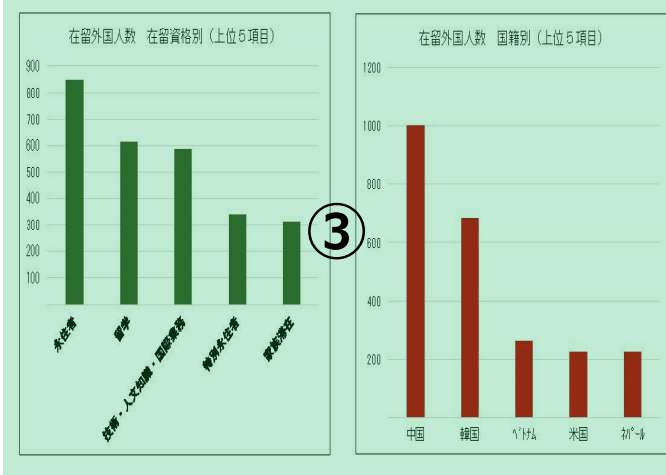
	合計	中国	韓国	インド	米国	ロシア	台湾	ミャンマー	フィリピン	ロシア	その他
合計	3780	1000	663	281	225	224	221	132	125	80	798
永住者	848	343	140	8	74	3	42	1	35	31	171
留学	614	178	25	44	25	146	50	28	2	18	98
技術・人文知識・国際業務	586	155	89	77	22	24	60	28	18	12	101
特別永住者	336	1	301								37
家族滞在	311	134	20	25	15	28	19	1	3	9	51
日本人の配偶者等	253	91	27	9	46	1	13	1	10	5	110
特定技能	141	4	2	15			10	4	44	23	39
特定活動	110	17	25	8	3	2	9	1	1	1	44
技能実習	110			58					27	9	16
経営・管理	92	55	7	3	3		10			4	10
定住者	80	19	12	3	2		2		8	5	23
教育	60				23				4		33
永住者の配偶者等	36	21					1			4	5
技能	36	5					7		1		22
高度専門職	34	19			5		1		2		5
就労	32	6	3	1	3		1	1	1	1	11
宗教	18	4	10	1	1						1
企業内移動	16	2	4	2			4		3		1
農林	11		1								7
文化活動	8	1	2		3		1				4
介護	8	2		4			1				1
医療	6	3					2				1
研修	6									3	1
芸術	2										1
法律・会計業務	1										1
報道	1										1
研究	1										1

(参考) 技能実習の内訳

技能実習1号イ	0
技能実習1号ロ	58
技能実習2号イ	0
技能実習2号ロ	40
技能実習3号イ	0
技能実習3号ロ	12

(参考) 特定技能の内訳

特定技能1号	141
特定技能2号	0



- 第1～3号被保険者の分布。
- 第1号被保険者の占める割合や被保険者数により、督励業務における当該地域の重要性、納付率への影響を測ることが可能。

② 第1号被保険者(外国人)における年齢、納付、免除等の状況 (R7.3末国年実態DVDより集計)

- 第1号被保険者の年齢分布。収納対策において、特に注力すべき者の手がかりにします。
- 第1号被保険者(外国人)の免除・納付猶予の状況を確認。学生納付特例対象者と③の在留資格が留学である者の差を比較し、留学生対策を検討。
- 現年度納付率を確認。全国平均や被保険者割合等が類似する地域と比較。

③ 外国人の属性 (在留外国人統計より集計)

- 在留資格及び国籍別の分布。
※被保険者にならない者(20歳未満、60歳以上の者)も含まれる。
- 他の地域と比較し、国籍や在留資格に偏りがある場合、督励方法(配付するリーフレットや協力依頼を行う関係団体の選定等)を検討。

がいこくじん

外国人のみなさまへ あなたの年金に関するお知らせ

ねんきん かん し

こくみんねんきん ほけんりょう のうふ ぎむ

国民年金保険料の納付は義務です。

はら かね

あなたは、払わないといけないお金があります。

こくみんねんきん ほけんりょう はら ねんきん う と ざいりゆうし かく えいきょう
国民年金保険料を払わないと、年金の受け取り、在留資格などに影響がで

ることがあります。

まずは、相談ください。

かにゅうしゃ だいやる
ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004

050で始まる番号で電話する場合は **03-6630-2525**

うけつけかん
受付時間

たいおうことば
対応言語

【英語】
月曜日 8:30~19:00
火曜日~金曜日8:30~17:15
第2土曜日 9:30~16:00
【その他の言語】
月曜日~金曜日8:30~17:15

- ・英語
- ・中国語
- ・韓国語
- ・ポルトガル語
- ・スペイン語
- ・タガログ語
- ・ベトナム語
- ・インドネシア語
- ・タイ語
- ・ネパール語
- ・ミャンマー語

詳しくは、日本年金機構のホームページを確認してください。

【外国人向けサイト】

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



保険料を払うことができないとき

① 免除制度

めんじょせいど

ほけんりょう はら せいど
保険料を払わなくてもよくなる制度

にほん はじ き ひと てつづ
日本に初めて来た人は、手続きをすることにより保険料を払わなくてもよくなる場合があります。

② 納付猶予制度

のうふゆうよせいど

ほけんりょう はら ま せいど
保険料を払うのを待ってもらう制度

※ 審査があります。



For Foreign Residents Your Pension Notice

Please consult with us first.

Interpretation Service for Pension Consultation

0570-003-004

If you are calling from a number that starts with(050)・・・03-6630-2525

Reception hours

[English]
 Monday 8:30~19:00
 Tuesday~Friday 8:30~17:15
 2nd Saturday of the Month 9:30~16:00
 [Languages listed above other than English]
 Monday~Friday 8:30~17:15

Supported languages

English, Chinese, Korean, Portuguese, Spanish, Tagalog, Vietnamese, Indonesian, Thai, Nepali and Burmese

For more information, please check the Japan Pension Service website.

【International】
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



You must pay National Pension contributions by law

You have not paid for your National Pension service.
 If you don't pay the National Pension Insurance Contribution, it shall affect when you receive your pension, or when you apply for your status of residence.

For Those Unable to Pay :

① Exemption of the Contributions

A system whereby national pension contribution is reduced or no longer required to be paid.*

If you are new to Japan, you may be exempted from National Pension insurance contribution by following certain procedures.*

② Contribution Postponement System

A system that allows persons to postpone payment of the National pension contributions.*

* Approval subject to screening.



じゅう 重要
重 よう

だいじ こく じん ねん きん
大事な国民年金 のはなし

にほん ほうりつ こく じん ねん きん ほけん りょう ほう
日本では、**法律で、国民年金保険料を払わなければいけません。**

てつづ
手続き **すると、**

こく じん ねん きん ほけん りょう ほう か の う せい
国民年金保険料を **払わなくてよくなる** 可能性が あります。

てつづ
手続き **しないと、**

ざい りゅう しかく か の う せい
在留資格がなくなる 可能性が あります。

てつづ ねん がつ にち き
手続き **のために ○○○○年○○月○○日(○)まで** に来てください。



き
ここに来てください

○○○ねん きん じむ しょ
○○○**年金事務所**
○○ けん ○○ し ○○○○
○○**県○○市○○○○△-△△-△**
□□□ びる かい
□□□**ビル△階**

※「○○○駅」の○△出口から歩いて△分
ねん きん じむ しょ あ じかん
< **年金事務所の開いている時間**>
げつ よう び きん よう び ご ぜん じ ふん ご ご じ ふん
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
ど よう び に ち よう び し ゅ く じ つ あ
(土曜日・日曜日・祝日は開いていません)



も もの
持ってくる物

- てがみ
○ **この手紙**
み ぶ ん し ょ う め い し ょ う ば す ぽ ー と ざい りゅう かーど まい な ん ばー かーど
- **身分証明書 (パスポート、在留カード、マイナンバーカードなど)**
が く せい ば あい が く せい し ょ う
- **学生の場合は学生証**

がいこくじんむ うえぶさいと
【外国人向けウェブサイト】
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

